

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 6 月19日
【事業年度】	第45期(自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
【会社名】	T A N A K E N株式会社
【英訳名】	TANAKEN Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 中尾 安志
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
【電話番号】	03-6264-5520 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員本社統括兼コーポレート本部長 内田 政美
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
【電話番号】	03-6264-5520 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員本社統括兼コーポレート本部長 内田 政美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	9,824,388	11,246,057	10,676,415	12,286,088	14,820,418
経常利益 (千円)	1,434,676	1,600,394	1,640,213	2,341,718	2,211,250
当期純利益 (千円)	967,393	1,086,769	1,090,232	1,576,283	1,502,039
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	297,156	297,156	297,156	297,156	297,156
発行済株式総数 (株)	4,349,800	4,349,800	4,349,800	8,699,600	8,699,600
純資産額 (千円)	5,439,234	6,217,130	6,990,170	8,223,073	9,325,403
総資産額 (千円)	7,050,397	8,017,883	9,119,386	11,383,251	12,178,642
1株当たり純資産額 (円)	625.27	714.70	803.57	945.32	1,072.04
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	73 (-)	80 (-)	80 (-)	55 (-)	55 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	111.21	124.93	125.33	181.21	172.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	77.1	77.5	76.7	72.2	76.6
自己資本利益率 (%)	18.9	18.6	16.5	20.7	17.1
株価収益率 (倍)	8.2	10.9	8.0	7.4	8.8
配当性向 (%)	32.8	32.0	31.9	30.4	31.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,902,552	222,200	510,813	2,141,625	578,155
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	41,939	154,207	43,936	78,287	80,533
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	595,555	317,363	348,021	348,442	478,453
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,795,535	2,101,764	2,220,620	3,935,515	2,798,371
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (名)	107 (-)	101 (-)	105 (-)	102 (-)	110 (-)
株主総利回り (%)	72.1	109.7	85.4	115.2	132.9
(比較指標：東京証券取引 所配当込みTOPIX) (%)	(102.0)	(107.9)	(152.5)	(150.2)	(202.2)
最高株価 (円)	2,645	2,750	2,698	1,430 2,626	1,870
最低株価 (円)	1,673	1,635	1,905	1,205 1,952	1,125

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 当社は、2025年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っておりますが、第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、1 株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金額を記載しております。
5. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であり、平均臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 第41期まで、株主総利回りの比較指標にJASDAQ INDEX スタンダードを用いておりましたが、2022年 4 月 4 日の東京証券取引所の市場再編に伴い廃止されました。このため第42期から比較指標を、継続して比較することが可能な配当込みTOPIXに変更しております。
7. 最高・最低株価は、2022年 4 月 3 日以前は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場におけるものであり、2022年 4 月 4 日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
8. 印は、株式分割（2025年 2 月 1 日、1 株 2 株）による権利落前の最高・最低株価であります。
9. 2022年 3 月期の 1 株当たり配当額73円には設立40周年記念配当 5 円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	概要
1982年 2 月	創業者である田中俊昭が、勤務していた株式会社中野工務店の業容拡大の一環として、いわゆるのれん分けのような形で東京都文京区後楽に当社の前身である同一名称の株式会社中野工務店を設立
1982年 5 月	田中工業株式会社に商号変更
1982年 6 月	建築業許可(東京都知事許可(般-57)第63851号 とび・土工工事業)を取得
1985年 1 月	本社を東京都港区新橋四丁目28番 4 号へ移転
1986年 1 月	埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可(許可番号：01101009085号)を取得
1987年 3 月	建築業許可(建設大臣許可(般-61)第12050号 とび・土工工事業)を取得
1988年 6 月	東京都産業廃棄物収集運搬業許可(許可番号：第13-00-009085号)を取得
1993年 7 月	本社を東京都港区新橋四丁目27番 4 号へ移転
1995年 8 月	千葉県産業廃棄物収集運搬業許可(許可番号：01200009085号)を取得
1995年11月	建築業許可(建設大臣許可(特- 7)第16351号 とび・土工工事業)を取得
1996年 9 月	田中建設工業株式会社に商号変更
1996年10月	建築業許可(建設大臣許可(特- 8)第16351号 業種追加：建築工事業)を取得
1996年12月	一級建築士事務所(登録番号：東京都知事登録 第41646号)を登録
1998年 9 月	建築業許可(建設大臣許可(般-10)第16351号 業種追加：土木工事業)を取得
2001年 4 月	本社を東京都港区新橋四丁目24番11号へ移転
2002年 8 月	一般財団法人日本品質保証機構よりISO9001(登録番号：JQA-QM8703)を取得
2015年11月	神奈川県産業廃棄物収集運搬業許可(許可番号：01400009085)を取得(県内許可を集約)
2016年 8 月	建設業許可(国土交通大臣許可(特-28)第16351号 業種追加：解体工事業)を取得
2017年 4 月	埼玉営業所を廃止し、千葉営業所を開設
2017年 7 月	建設業許可(国土交通大臣許可(特-29)第16351号 業種追加：塗装工事業・内装仕上工事業)を取得
2017年 9 月	一般財団法人日本品質保証機構よりISO14001(登録番号：JQA-EM7362)を取得
2017年12月	会計監査人設置会社となる
2018年12月	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) 市場へ上場
2019年12月	ISO9001及びISO14001の認証機関をIntertekに移転
2020年 4 月	千葉営業所を廃止し、大阪営業所を開設
2020年 9 月	IntertekよりISO45001 (登録番号：13772) を取得
2020年11月	建設業許可(国土交通大臣許可(特- 2)第16351号 業種：解体工事業、とび・土工工事業、建築工事業、塗装工事業、内装仕上工事業)を更新
2020年11月	建設業許可(国土交通大臣許可(般- 2)第16351号 業種：土木工事業)を更新
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しによりJASDAQ(スタンダード)市場からスタンダード市場へ移行
2023年 5 月	本社を東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号へ移転(現本社所在地)
2025年 4 月	T A N A K E N株式会社に商号変更

3 【事業の内容】

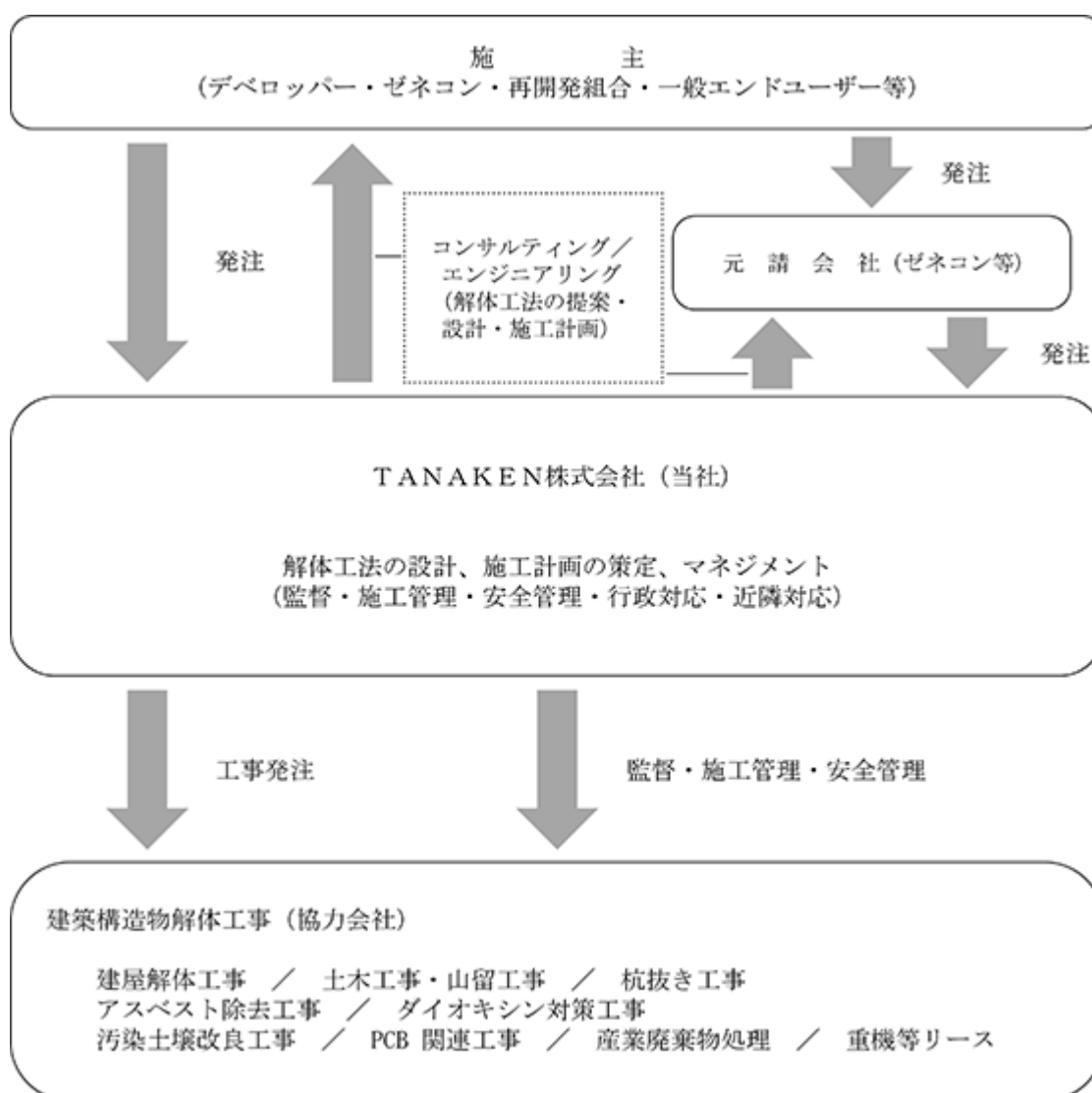
当社は、建築構造物の解体工事及びそれに付随する各種工事の施工管理を行っております。長年にわたる建築構造物の解体工事を通じて得られた経験と、その間に蓄積したノウハウやアイデアを基に、現況調査、工法の提案、設計、施工計画、外注・資機材手配、施工管理、安全管理、原価管理、資金管理、行政対応、近隣対応等の業務全般を提供しております。また、建物構造物解体工事に関連する土木工事、山留工事、基礎解体工事、杭抜き工事等の施工管理も行っております。その他、工事に伴い発生する、アスベスト、PCB（（注）1）、ダイオキシン等の有害汚染物質の除去、地下水の浄化、土壌改良等に関しましては、豊富な経験を有しており、関連法令・法規を遵守した、コスト・工期・安全性に優れた、様々な解体工事をワンストップで提案・提供しております。当社は工事の施工管理、安全管理、近隣対応等を行い、協力会社を指導、監督して解体工事等の施工を行っております。

なお、当社の事業セグメントは、「解体事業」の単一セグメントであります。

（注）1．PCB（Poly Chlorinated Biphenyl）：ポリ塩化ビフェニルの略称で、旧式の電気機器に絶縁油等として使用された毒性の高い化学物質

なお、当社の主要な事業系統図は次のとおりであります。

（事業系統図）



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、設立以来、「思いやり・信頼・感謝」というキーワードを経営理念とし、「お客様・社員・家族・地域社会・環境への思いやり」、「会社・技術・社員への信頼」、「お客様・家族・仲間・仕事への感謝」を標榜し、解体事業を「環境ビジネス」の一環と捉え、社業を通じて人にやさしい環境づくりに貢献していくことを企業理念としております。この企業理念・経営理念の下、当社の持続的な企業価値向上に努めるとともに、社業を通じて持続可能なエコ社会の実現を目指してまいります。

(2) 経営戦略

当社は、2023年5月に策定した「TANAKEN“Vision NEXT 10”」で10年後のあるべき姿を明確にするとともに、その実現に向けて、2026年5月に中期経営計画「TANAKEN“Vision NEXT 10”Secondary Phase」を策定しました。2026年度から始まる「Secondary Phase」は「成長戦略」の位置づけであり、先の基盤構築の3ヵ年計画である「Primary Phase」をベースに、更なる基盤強化と施工力強化を図る3ヵ年計画です。TANAKENブランドの価値向上、人財の量的・質的な強化、安心安全施工のための体制強化を基本方針として各種施策を着実に実施してまいります。

また、営業戦略として、

1. 都市再生案件の取り込み
2. 顧客基盤の充実
3. 地下関連工事の受注拡大
4. 環境改善関連工事の受注
5. 人財育成と生産性向上

の5点を推進してまいります。当社のビジネスモデルである“相談を起点とした営業の好循環”を維持拡大することにより、安定的な業容拡大を支えるリピート顧客の拡充を図り、良好な収益基盤を支える“元請工事”の維持・拡大を図っていくことで、計画の達成と持続的な企業価値向上に努めてまいります。

(3) 経営環境

当社が属する建設業界におきましては、建築資材価格の上昇や建設技能労働者の需給の逼迫により、コスト面で不安が募る状況にありますが、解体工事におきましては、高度経済成長時代に建築され、老朽化した建物の増加、市街地再開発、マンション建替えの活性化、物流倉庫やデータセンターの需要拡大等を背景に、引き続き堅調な受注環境が続いております。

しかしながら、米国の通商政策の影響や地政学リスク、ホルムズ海峡封鎖に伴うエネルギー・資材等の価格上昇の影響等により、先行きについては不透明であることから、現時点で入手し得る適正かつ合理的であると判断する一定の条件に基づき事業計画を策定しております。今後の事業環境の推移を注視し、見直しが必要と判断した場合には適時開示してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

上記の基本方針・経営戦略並びに経営環境を踏まえ、対処すべき課題を抽出し、課題に対処するための各種施策を実施し、競争力の強化、経営全般にわたる一層の効率化を推進し、持続的な企業価値の向上に繋がる経営基盤の強化を図ってまいります。

2027年3月期の重点項目については、人財採用・育成の強化、安全施工体制の強化、技術開発及び施工管理を中心としたアライアンスの強化を進めてまいります。

持続的業容拡大に向けた営業戦略

相談段階からお客様のニーズに応じた提案を迅速に行っていくことで受注成約の確度を高めるとともに、杭抜き工事、地中障害等の地下解体関連工事の受注にも注力いたします。また、石綿除去工事及び土壌改良等の需要が増えていることから、環境改善分野の受注についても積極的に推進してまいります。これらの受注を通して既存取引先との深耕によるリピート化及び新規顧客の開拓による顧客基盤の拡充並びに顧客満足度の向上を図ってまいります。

持続的業容拡大のための人財採用の強化と人財マネジメント体制の強化

採用チャネルの拡充、採用ブランディングの推進等による採用体制の強化を図るとともに、人財マネジメント体制の強化及び研修制度の拡充を図り、働き方改革を推進してまいります。

安心安全施工のための体制強化

現場マネジメント研修制度を確立し、施工管理者の育成、レベルアップを図るとともに、現場ITサポートシステムの強化、現場準備から着工後フォローまでの現場支援体制の強化等により、施工現場の安全性向上と業務効率化による生産性の向上を推進してまいります。

技術力の向上による競争力の強化及びアライアンスの強化

既存工法の更なる安全施工技術の開発等により競争力の強化を図ってまいります。また、TANAKEN安全協力を通じて協力会社とのパートナーシップを拡充するとともに、施工管理を中心としたアライアンスを強化してまいります。

内部統制システムの充実とガバナンスの強化

企業の社会的責任を果たすとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の効率を高めながら公正性、透明性を確保し、また、ステークホルダーとの適切な関係を保ちながら、最適なコーポレート・ガバナンスの構築に努めることを基本方針としております。この方針のもと、「コーポレートガバナンス・コード」（東京証券取引所公表）を念頭に内部統制システムの充実に努め、一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

サステナビリティに関する課題（リスク及び機会）を監視し、管理するための手続きは、代表取締役社長を長とするISO会議を基本とし、当該会議体から業務執行会及び取締役会にて当社の事業戦略に反映させております。

また、代表取締役社長執行役員 中尾安志が委員長を務めるコンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する重要事項の決議、協議及び報告を行っております。

(2) 戦略

人財の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

「TANAKEN “Vision NEXT10”」実現のための「人財」の量的・質的充実に向け、本社移転によるオフィス環境の充実、完全週休二日制の全社導入及び人事制度・業績評価体系の再構築等、就労環境の整備を進めてまいりました。直近では、更なる採用競争力の確保及び若年層の処遇改善を目的とした給与制度の見直しを行うとともに、研修制度を充実させることにより、社員の自律的なキャリア形成を促進しております。

また、安全で働きやすい環境の実現を目的として、労働時間の適正化等による労働環境の改善、DX化等による設備の更新及び各種制度の見直しを進めております。

これらの取り組みにより、従業員エンゲージメントの向上と組織の活性化を図り、競争力の強化につなげてまいります。

環境（気候変動）

当社は、気候変動(IPPC予測)による平均気温の4 上昇の社会への影響は甚大であり、1.5 以下に抑制することに、貢献することが重要と認識しており、国が定める2050年脱炭素社会の実現に向けてのロードマップに整合した対応が重要と考えております。長期的には、解体重機の燃料である原油由来の軽油の使用が困難になる可能性があります。軽油の代替品としては、電気、水素エネルギー及び合成燃料等が想定されますが、解体重機の場合、現行の燃料と同等のエネルギー効率で現行の重機を使用でき、CO2の排出が実質的にゼロとなる合成燃料（CO2とH2から合成）が有力と考えられます。

今後、カーボンニュートラルの動きにより燃料価格が上昇する可能性があり、合成燃料等の代替品への移行期において燃料価格高騰による工事原価が上昇するリスクがあります。当社は自社で重機を保有せず、協力的会社を使用する解体重機について当面「低炭素型建設機械認定機種（ハイブリッド重機等）」や、燃料としては「天然ガスを原料とするGTL燃料」の利用状況を確認しつつ、今後のカーボンニュートラルの動向に留意し、重機・燃料の選択肢から柔軟な対応をしてまいります。

(3) リスク管理

リスク管理は、統括責任者を社長とし「リスク管理規程」に基づいてリスクを識別・評価し、重要事項については、全執行役員で構成されるコンプライアンス委員会で協議しております。また、環境に関しては「環境影響評価基準」、労働安全衛生については「リスクアセスメント基準」に基づいて、各リスクを識別・評価し、各担当部署で対応しております。

(4) 指標及び目標

人財の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標については、1年後の「施工管理者の数」及び「男性の育児休業取得率」について数値目標を設定しており、実績は以下の通りであります。

指標	目標	実績（当事業年度）
施工管理者数	2026年3月期までに55名	53名
男性の育児休業取得率	2026年3月期までに50%	50%

上記の実績を踏まえ、新たに以下の目標を設定しております。

指標	目標	実績
施工管理者数	2029年3月期までに80名	-
男性の育児休業取得率	50%以上を維持	-

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) マクロ経済環境変化によるリスク

当社の主要な受注先は、オフィスビル・マンション等の開発事業者（デベロッパー）、大手建設会社（ゼネコン）、建物等の所有者（エンドユーザー）等に加えて、近年、再開発プロジェクトにも注力しており、受注先の業種・業態の多様化により、マクロ経済環境の変動に対して弾力的に対応できる態勢を構築しております。しかしながら、地学的リスクを含むマクロ経済環境の想定外の変動に伴う民間建設需要の大幅な減退や、資材及び人件費の高騰に伴うコストの大幅な上昇があった場合、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 信用リスクについて

当社は、与信管理規程に基づき、取引先の信用力や支払い条件等の審査を厳格に実施して与信リスクの最小化を図っております。しかしながら、想定外の景気後退局面において取引先の信用不安等が顕在化した場合、貸倒損失が発生し、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 契約不適合工事リスクについて

当社は、施主との契約に適合した施工を完遂させるため、ISO9001(品質マネジメントシステム)及び当社の施工規定に沿った施工管理を実施しております。また、過去事例を参照するITツールを施工現場で活用し、施工における不適合の発生を未然に防いでおります。更に、不適合が発生するリスクの高い工事については、事前に本部技術者も含めて打ち合わせを行い、施工計画を作成し、これに沿った施工管理をしております。しかしながら、想定外の事態が発生し、結果的に契約不適合工事となった場合、契約解除、損害賠償、追完請求、減額請求等により、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

当社は、建設業法に基づき、国土交通大臣の特定建設業許可及び一般建設業許可を受けております。当社は当該許可要件の維持及び各法令を遵守しており、これらの免許取消事由に該当する事実はありませんが、万一法令違反等により当該許可の取消等、不測の事態が発生した場合は、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、解体事業では建設業法のほか、関連法規として建設リサイクル法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、土壌汚染対策法、大気汚染防止法、資源有効利用促進法等の様々な法規制を受けております。

当社はコンプライアンスの重要性を強く認識し、既存法規制等の規制はもとより、新たな法的規制が生じた場合も適切な対応をとる体制を構築しております。しかしながら、何らかの事由によりこれらの法規制に抵触する等の事態が発生した場合、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称		所管官庁等	許認可等の内容	有効期間	主な取消事由
特定建設業許可	解体工事業 とび・土工工事業 建築工事業 塗装工事業 内装仕上工事業	国土交通省	国土交通 大臣許可	2030年11月20日	許可要件を満たさ なくなった場合
一般建設業許可	土木工事業	国土交通省	国土交通 大臣許可	2030年11月20日	許可要件を満たさ なくなった場合

(5) 労働災害について

当社の解体工事現場では、労働災害の防止や労働者の安全と健康管理のため、ISO45001(労働安全衛生マネジメントシステム)の認証を取得し、国際基準に則った安全管理体制を構築しております。具体的には社内に安全衛生委員会を設置していることに加えて、計画的に安全教育を実施しており、更に、経営幹部及び安全環境管理部による安全パトロールの実施等、事故災害を防止するための安全管理を徹底しております。

しかしながら、何らかの事由により重大な労働災害が発生した場合は、当社の労働安全衛生管理体制に対する信用が損なわれ、受注活動等に制約を受ける等、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人財の確保について

建設事業では、優秀な資格者と施工実績の良好な評価が、事業を継続的に拡大するための要件となっております。また、現場では主任技術者の配置が必須であり、今後の業容拡大のためには、優秀な人財の採用及び育成が重要な経営課題と認識しております。当社では、全社的に完全週休二日制に移行し、長期休暇制度を新たに制定する等、働き方改革を推進するとともに、2023年5月には新本社に移転することで就労環境を刷新し、オープンで働きやすい環境づくりに注力してまいりました。

また、2025年3月には、人事制度、評価制度及び処遇改善等の制度面における再構築を実施いたしました。

さらに、有資格者の資格手当・技術手当の充実、資格取得費の会社負担の実施等、資格取得を促進するとともに、新たな有資格者の採用にも注力しております。しかしながら、今後、必要な人財を継続的に確保できなかった場合、施工能力に問題が発生する等、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 協力会社の確保について

当社は、工事の施工管理を行っており、実際の作業を担う優秀な協力会社の確保・育成・新規採用が不可欠であります。現状、長年取引を行っている協力会社を中心に新規業者による補完体制の拡充に努めることにより、受注工事に対応できる十分な施工能力を有しております。しかしながら、業容拡大に伴い地方現場が増加することで、協力会社の確保が困難になった場合や、施工能力に想定外の問題が発生した場合、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害について

地震、台風等の大規模自然災害が発生した場合は、工事現場の復旧等に多額の費用が発生する可能性があります。当社ではこのような自然災害に対しては、「悪天候時における作業中止等の基準」及び「台風等異常気象対策マニュアル」等で安全対策に万全を期しております。しかしながら、甚大な自然災害が発生した場合は、工事の進捗遅延及び復旧費用が発生し、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 近隣トラブルについて

当社が行う建築構造物の解体工事では、工事の施工中に、近隣住民等からの騒音・振動・粉塵等に対する苦情が発生することがあります。当社では解体工事を開始するに際して、近隣住民への明確で丁寧な説明を行うとともに、工事施工中に近隣からの何らかの要望があった場合、これに丁寧に対応し、ご理解を頂きながら工事を進めております。しかしながら、何らかの事由によりトラブルに発展し、それが訴訟等に至った場合は、損害賠償請求・工事中断等により、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 不採算工事の発生

当社は、「収益認識に関する会計基準」により、売上高及び利益を計上しております。当社では、工事進捗度の算定にインプット法を採用しており、見積総原価に対する発生原価の割合をもって完成工事高を計上しております。

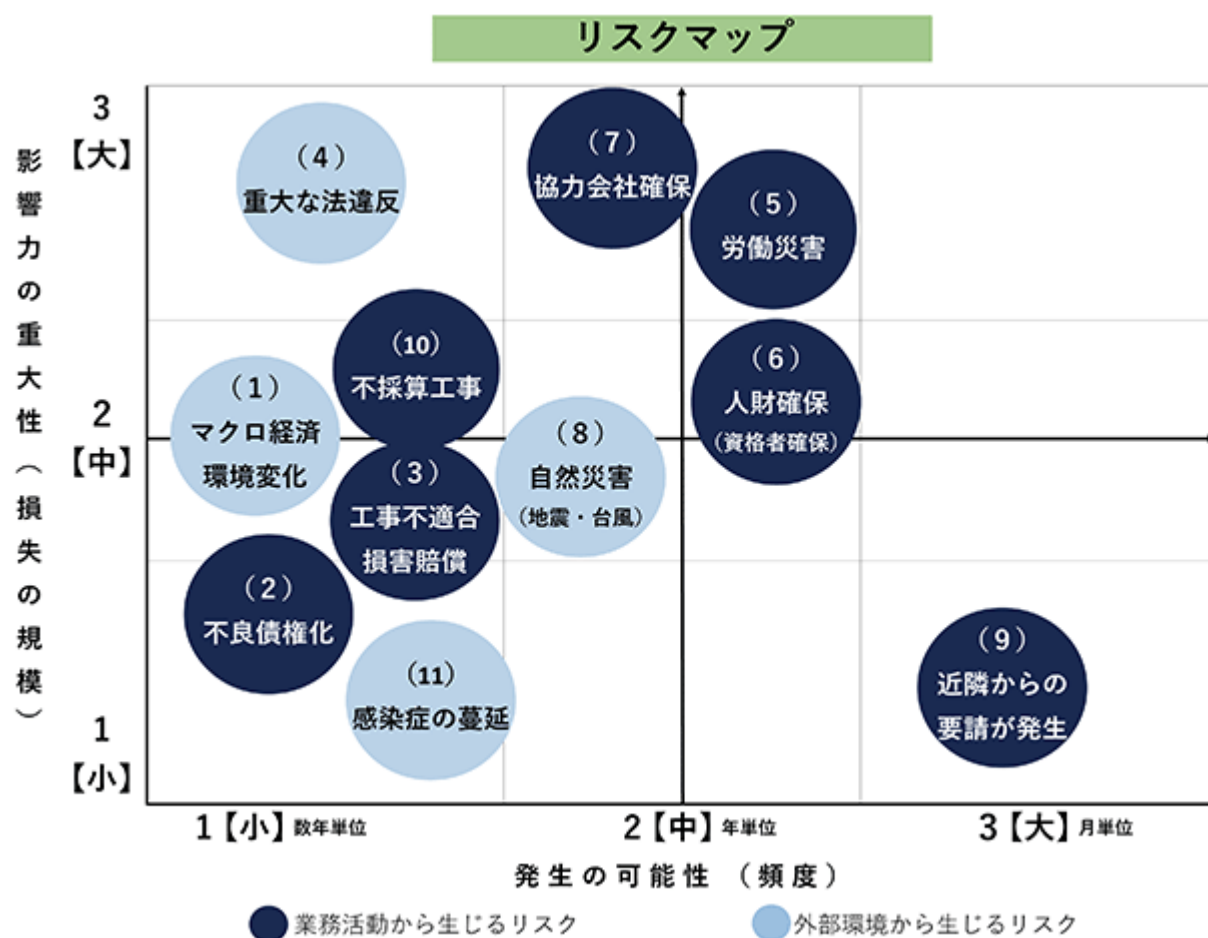
当社は、工事案件ごとに継続的に見積総原価や予定工期の見直しを実施する等、適切な原価管理に取り組んでおります。しかしながら、大型工事において想定外の事由により、当初見積った原価が、結果的に大幅に超過した場合は、不採算工事となり、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 感染症の蔓延

当社は、建築構造物の解体を主要な業務としており、解体工事は屋外で重機を主体とした工事が多く、工事に係る作業員の数も限られております。このような特性から解体工事の施工現場においては、密集・密接・密閉を回避し、感染を予防することは可能と考えております。当社では、感染リスク低減のため、必要に応じて検温の実施、マスクの着用、事務所の換気の励行、リモートによる会議の開催等の対策を講じており、現在までのところ、感染症による業績への影響は特段ありません。

しかしながら、今後、新たな感染症が出現し、当社の社員や現場作業者が罹患した場合においては、工事中断による工期遅延や、感染症の蔓延に伴う経済活動の停滞により、当社の主要受注先企業の事業縮退や工事延期により、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、上記の様々なリスクに関してリスク評価表を別途作成し、発生の可能性（頻度）・影響の重大性（損失の規模）により、下記に示す“リスクマップ”を作成し、全社及び各部署でリスク情報を共有しております。



4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調が継続しております。しかしながら、物価高への継続した懸念に加え、米国の通商政策の影響や地政学リスク、ホルムズ海峡封鎖に伴うエネルギー・資材等の価格上昇、供給制約による国内生産活動の下振れ等の影響により、先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する建設業界におきましては、建築資材価格の上昇や建設技能労働者の需給の逼迫により、コスト面で不安が募る状況にあります。解体工事におきましては、高度経済成長時代に建築され、老朽化した建物の増加、市街地再開発、マンション建替えの活発化、物流倉庫やデータセンターの需要拡大等を背景に、引き続き堅調な受注環境が続いております。

このような中、当社は、更なる飛躍を展望した長期ビジョン「TANAKEN “Vision NEXT 10”」にて10年後のあるべき姿を明確にし、その実現に向けた中期経営計画「TANAKEN “Vision NEXT 10” Primary Phase (2023年～2025年度)」を策定、当事業年度はその最終年度として、社名変更・本社移転による就労環境の改善をベースに、競争力の源泉である人財、技術、アライアンスの拡充に注力し、積極的に「TANAKEN」ブランドの価値向上を図ってまいりました。

以上の結果、大型元請工事の受注が順調に増加し、当事業年度の経営成績は、売上高は14,820,418千円（前事業年度比20.6%増）、営業利益は2,185,894千円（同6.1%減）、経常利益は2,211,250千円（同5.6%減）、当期純利益は1,502,039千円（同4.7%減）と、前事業年度比で減益ながら売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益の全において計画を達成することができました。

(2) 財政状態の状況

（流動資産）

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べて678,841千円増加し、10,628,257千円になりました。主な要因は、完成工事未収入金の増加1,789,167千円、前払費用の増加92,795千円及びその他の増加56,168千円の方で、現金及び預金の減少1,136,930千円、電子記録債権の減少94,940千円及び未成工事支出金の減少27,419千円によるものです。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末に比べて116,550千円増加し、1,550,385千円になりました。主な要因は、投資有価証券の増加156,940千円及び投資その他の資産のその他の増加23,648千円の方で、繰延税金資産の減少31,060千円並びに工具、器具及び備品の減少15,298千円によるものです。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末に比べて349,209千円減少し、2,695,668千円になりました。主な要因は、未成工事受入金の減少522,099千円、未払法人税等の減少156,575千円、未払消費税等の減少58,765千円及びその他の減少24,200千円の方で、工事未払金の増加415,000千円によるものです。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債は、前事業年度末に比べて42,270千円増加し、157,570千円になりました。主な要因は、役員退職慰労引当金の増加36,584千円によるものです。

（純資産）

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて1,102,330千円増加し、9,325,403千円になりました。主な要因は、利益剰余金の増加1,023,608千円並びにその他有価証券評価差額金の増加78,724千円によるものです。なお、利益剰余金の増加1,023,608千円は、当期純利益の計上による増加1,502,039千円並びに配当金の支払による減少478,431千円によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」)は、前事業年度末に比べ1,137,143千円減少し、2,798,371千円(前事業年度は3,935,515千円)となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増減は、578,155千円減少(前年同期は2,141,625千円増加)となりました。主な要因は、売上債権の増加1,694,227千円、法人税等の支払いによる減少865,606千円、未成工事受入金の減少522,099千円、その他の減少172,919千円及び未払消費税等の減少58,765千円の方で、税引前当期純利益の計上による増加2,210,797千円、仕入債務の増加415,000千円、減価償却費の計上による増加49,968千円、役員退職慰労引当金の増加36,584千円及び未成工事支出金の減少27,419千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の増減は、80,533千円減少(前年同期は78,287千円減少)となりました。主な要因は、定期預金の預入による支出231,451千円、投資有価証券の取得による支出41,980千円及び有形固定資産の取得による支出30,006千円の方で、定期預金の払戻による収入231,238千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増減は、478,453千円減少(前年同期は348,442千円減少)となりました。主な要因は、短期借入金の返済による支出2,000,000千円及び配当金の支払い478,451千円の方で、短期借入れによる収入2,000,000千円によるものです。

(4) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

受注実績

当事業年度における受注実績は、次のとおりであります。

項 目	金額 (千円)	前期比 (%)
前期繰越工事高	8,160,078	115.4
当期受注工事高	18,591,770	139.0
当期完成工事高	14,820,418	120.6
次期繰越工事高	11,931,430	146.2

販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比 (%)
解体事業	14,820,418	120.6
合計	14,820,418	120.6

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高 (千円)	割合(%)	販売高 (千円)	割合(%)
三井不動産株式会社	1,455,995	11.9	1,145,948	7.7
三田小山西地区市街地再開発 組合	1,322,860	10.8	77,001	0.5

顧客区分別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

顧客区分別	前事業年度		当事業年度	
	販売高 (千円)	割合(%)	販売高 (千円)	割合(%)
デベロッパー	4,509,694	36.7	6,288,281	42.4
ゼネコン	2,566,630	20.9	1,417,368	9.6
エンドユーザー	3,189,648	26.0	3,503,594	23.6
再開発等	2,020,115	16.4	3,611,173	24.4
合計	12,286,088	100.0	14,820,418	100.0

(注) 当社が受注した案件について、顧客区分別に集計しております。

- (1) デベロッパー : マンション・オフィスビル等を開発する不動産会社
- (2) ゼネコン : 総合建設業会社
- (3) エンドユーザー : 上記(1)及び(2)を除く一般法人等
- (4) 再開発等 : 再開発組合・団地再生組合等(デベロッパー、ゼネコン経由の販売を含む)

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に関しては「第2 事業の状況」「3 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 経営成績

(受注高及び売上高)

受注高は、每期実施している営業力強化策によって、地方案件を含めた新規受注の増加並びに大型工事の受注増加を主因に、前期比5,215,059千円増(39.0%増)の18,591,770千円と増加し、過去最高の受注高となりました。

売上高は、堅調な受注環境を背景に大型元請工事の受注が順調に増加し、前期比2,534,330千円増(20.6%増)の14,820,418千円と増収の結果となりました。

当期においても、営業力強化は重要な施策であり、再開発等への営業強化、地方案件への対応強化及び新規営業先の開拓を重点項目として、営業力の強化を図ってまいりました。

(売上総利益)

売上総利益は、施工難易度の高い工事の増加に伴い、安全対策費等の売上原価が増加し、前期比115,389千円減(3.5%減)の3,194,763千円と減益の結果となりました。

(営業利益・経常利益)

営業利益は、売上総利益の減少に加えて、TANAKENブランドの認知拡大のための広告宣伝の実施、人財採用の強化による販売費及び一般管理費の増加もあったことから、前期比142,458千円減(6.1%減)の2,185,894千円となりました。

経常利益は、営業利益の減少に伴い、前期比130,467千円減(5.6%減)の2,211,250千円となりました。

(当期純利益)

当期純利益は、経常利益の減少に伴い、前期比74,244千円減(4.7%減)の1,502,039千円となりました。

b 財政状態及びキャッシュ・フロー

財政状態及びキャッシュ・フローの分析に関しては、「第2 事業の状況」「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 財政状態の状況及び(3) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

c 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要の主なものは、工事原価、販売費及び一般管理費等の営業経費、法人税等の支払いであります。当社の事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の営業戦略であり、また、ビジネスモデルでもある元請工事の維持・拡大には、大きな資金需要が伴います。これは回収条件と支払い条件の差から生じる運転資金(立替資金)需要であり、大型工事ほど資金需要が多く発生するため、積極的に受注営業を展開する上で流動性の確保が必須となっております。

当社では、豊富な手元流動資金により対応しておりますが、大型案件の増加に対応すべく金融機関に信用枠を設けており、必要に応じて信用枠を利用しております。2026年3月31日現在の信用枠の合計は14,000,000千円となっております。

上記運転資金以外の資金需要としては、現状システム投資と株主への利益還元が主なものとなります。当社ではリスクのある運用は原則行わないこととしており、運用は短期的な預金に限定しております。

株主還元については経営における重要課題の一つと考えており、配当性向30%以上を目標としております。当社の配当政策に関しては、「第4 提出会社の状況 3 配当政策」をご確認下さい。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

重要な会計方針、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況」「1 財務諸表等」「(1) 財務諸表」「注記事項 重要な会計方針及び重要な会計上の見積り」に記載しております。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は17,443千円であり（有形固定資産のほか、無形固定資産を含む）、その主なものは、賃貸等不動産に係る改修工事等の建物の取得、並びにパソコン等の工具、器具及び備品の取得によるものであります。

なお、当社は解体事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、重要な設備の除却、売却等について特記すべき事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。なお、当社は解体事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	ソフトウエ ア	合計	
本社 (東京都港区) (注)1	本社機能	60,150	984	40,980	-	12,771	114,885	106
大阪営業所 (大阪府大阪市) (注)2	営業所	874	-	338	-	-	1,212	4
賃貸等不動産 (東京都港区)	賃貸等	118,390	-	779	513,428 (134.67㎡)	-	632,598	-

(注)1．建物を賃借しており、年間の賃借料は91,850千円であります。

2．建物を賃借しており、年間の賃借料は4,295千円であります。

3．現在休止中の主要な設備はありません。

4．従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であり、平均臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,720,000
計	30,720,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,699,600	8,699,600	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	8,699,600	8,699,600	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年2月1日(注)	4,349,800	8,699,600	-	297,156	-	249,156

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	14	48	21	10	1,920	2,016	-
所有株式数(単元)	-	1,523	1,064	57,569	1,522	58	25,185	86,921	7,500
所有株式数の割合(%)	-	1.75	1.22	66.23	1.75	0.07	28.98	100.00	-

(注) 自己株式850株は「個人その他」に8単元及び「単元未満株式の状況」に50株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
スリーハンドレッドホールディングス株式会社	東京都港区新橋4-24-10	5,180,800	59.56
富士倉庫運輸株式会社	東京都江東区枝川1-10-22	222,800	2.56
田中 俊昭	東京都文京区	222,400	2.56
大栄不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町1-1-8	132,000	1.52
吉岡 和利	東京都杉並区	115,000	1.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	112,400	1.29
光通信K K投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋1-4-10	99,200	1.14
鈴木 徹	茨城県水戸市	91,800	1.06
田中 俊恒	東京都文京区	88,800	1.02
松野 洋子	長崎県長崎市	88,800	1.02
鬼塚 麻紀子	神奈川県横浜市戸塚区	88,800	1.02
計	-	6,442,800	74.07

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,691,300	86,913	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 7,500	-	-
発行済株式総数	8,699,600	-	-
総株主の議決権	-	86,913	-

(注)「単元未満株式」の株式数の欄には、当社所有の自己株式50株が含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(数)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
TANAKEN株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	800	-	800	0.01
計	-	800	-	800	0.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（数）	価額の総額（千円）
当事業年度における取得自己株式	2	2
当期間における取得自己株式	-	-

（注）当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 （数）	処分価額の 総額（円）	株式数 （数）	処分価額の 総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他（ - ）	-	-	-	-
保有自己株式数	850	-	850	-

（注）当期間における保有自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、継続的な成長と株主の皆様への利益還元を経営の最重要目標として位置づけており、継続的な成長のための財務体質の強化と株主の皆様への継続的かつ安定的な利益還元とのバランスを勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を充実していくことを基本方針としております。

当社は2018年8月27日開催の臨時株主総会で、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の定めに関する事項に関して、取締役会決議で定めることができる旨を定款に定めております。また、配当は年1回の期末配当を基準としておりますが、配当の基準日に関しては、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日とする旨を定款に定め、利益水準に応じた配当の弾力的な運用が行えるようにいたしました。

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

以上の方針に基づき、第45期事業年度の剰余金の配当につきましては、業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、1株当たり55円の期末配当とさせていただきます。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2026年5月8日 取締役会	478,431	55

今後につきましても、将来の事業展開や経営成績及び財政状態等を勘案しつつ、継続的な配当を実施していく方針であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

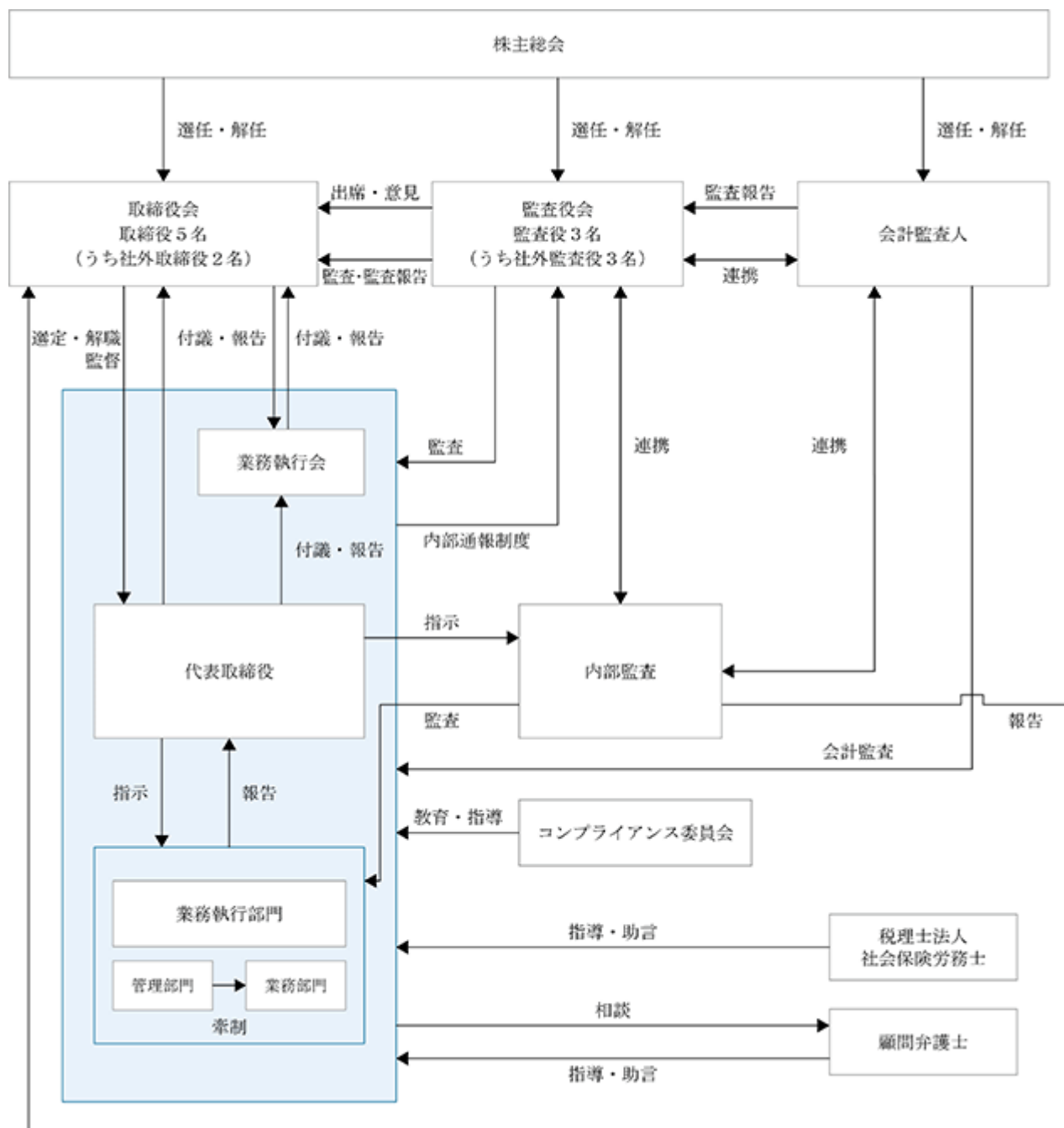
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を果たすとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の効率化を高めながら公正性、透明性を確保し、また、ステークホルダーとの適切な関係を保ちながら、最適なコーポレート・ガバナンスの構築に努めることを基本方針としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1) 当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりであります。



a 取締役会

当社の取締役会は、提出日（2026年6月19日）現在「（2）役員の状況」記載の5名により構成され、執行役員制度によって経営監督機能と業務執行機能を分離することで、法の順守、透明性の高い経営、迅速かつ適切な意思決定に努めております。

取締役会の議長は、代表取締役社長執行役員 中尾安志が務め、中目隆夫並びに鈴木和宏は社外取締役であります。各取締役は、事業環境の変化に柔軟に対応し、かつ責任の明確化を図ることを目的にその任期を1年としております。取締役会では取締役会規程に基づき、経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。原則として月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当該取締役会には、監査役3名も出席し、職務の執行状況について、法令・定款に違反しないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

当社は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役5名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社の取締役は5名（内、社外取締役2名）となります。

b 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、提出日（2026年6月19日）現在「（2）役員の状況」に記載の3名により構成され、3名はいずれも社外監査役であります。監査役会規程に基づき、取締役会に出席するほか、常勤監査役 安田優は業務執行会等の重要会議にも出席しており、取締役の職務の執行全般を監査しております。監査役会は、毎月1回開催しており、監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、監査役監査の内容を相互に共有しております。当社では監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを特に配置しておりません。また、監査法人、内部監査室との三様監査連絡会を開催し、監査情報を共有しております。

当社は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社の監査役は3名（内、社外監査役3名）となります。

c 業務執行会

業務執行会は、代表取締役社長執行役員 中尾安志が議長を務めております。その他のメンバーは専務執行役員 内田政美、常務執行役員 白石憲治、常務執行役員 神澤繁、常務執行役員 佐怒賀功、上席執行役員 山田哲也、上席執行役員 松崎吉憲、執行役員 河原年宏、執行役員 鬼塚勝、執行役員 鈴木正毅、執行役員 飯塚貴之、執行役員 田中学で構成しております。

業務執行会は、業務執行に関する意思決定の迅速化・課題への早期対応力の強化を図るため、原則毎月1回開催しております。業務執行会では業務執行にかかわる重要な事項、情報の共有が必要な事項に関して報告・協議するとともに、決裁規程に基づき業務執行に係る議案を協議・決裁し結果を取締役に報告しております。

d 内部監査

内部監査室は、内部監査室長 浅原智久が内部監査規程に基づき、各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を定期的に行い、代表取締役社長執行役員 中尾安志に報告しております。

e コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会の委員長は代表取締役社長執行役員 中尾安志が務め、メンバーは業務執行会メンバー並びに委員長の指名する従業員をもって構成しております。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要事項の決議、協議及び報告の場として、原則として毎年度四半期に1回開催しております。

2) 企業統治の体制を採用する理由

解体事業を専業とする当社においては、当社事業に精通した業務執行取締役及び豊富な経験と高い識見を有する社外取締役から構成される取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、監査役会が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、現行の体制を採用しております。

3) 企業統治に関するその他の事項

a 会社の機関の内容

会社の機関の基本説明のとおり、当社は会社業務に精通した取締役により各種会議を通し経営課題の共有化を図るなかで業務を執行しております。経営監視機能としては、独立した監査役会が牽制機能の充実に図っているほか、社外取締役を選任し取締役会の議論、決議にかかわることにより内部統制システムの充実に図っております。

b 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき2019年4月開催の取締役会で以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針を定めております。概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行います。

取締役会が企業倫理及び社会的責任に照らし、経営方針及びその執行に、適法性、妥当性、相当性の欠落はないか、善管注意義務違反、不作為による忠実義務違反がないか自ら検証することが使命であると位置づけています。

取締役及び使用人は、「コンプライアンス規程」「内部者取引管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとります。

「内部通報規程」に基づき、社内及び社外の通報窓口を設置することにより、不正行為の未然防止及び早期発見に努めています。また、通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者の保護義務を定めています。

「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査室による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているかの検証を随時実施しています。

「反社会的勢力対応規程」「反社会的勢力対応マニュアル」等を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底しています。

社内ネット立ち上げ時に、「企業理念」「経営理念」「行動規範」のページが開き、役職員がネット利用時に必ず目にする事により、「企業理念」「経営理念」「行動規範」に則った行動をとるよう努めています。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の決定に関する記録に関して、「取締役会規程」「文書管理規程」及び「機密文書管理規程」「情報システム管理規程」に則り作成保存し管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント・システムの構築に努めています。

リスクに関する重要事項の決議、協議及び報告は、原則として年4回開催する「コンプライアンス委員会」において行い、リスクへの対策を検討しています。

緊急事態発生の場合は、「緊急事態対策要領」に基づき対応しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、1ヵ月に1回開催する他、必要に応じて随時開催します。

社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努めています。

意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務分掌規程」「決裁規程」及び「稟議規程」に従って、効率的に執行を行います。

取締役会の効率的な運営に資することを目的として、業務執行役員及び社長の指名する部門長で構成された業務執行会を設置しています。業務執行会は「業務執行会規程」に基づき1ヵ月に1回開催する他、必要に応じて随時開催します。また、重要な審議事項に関しては、取締役会へ上程もしくは報告しています。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて、同使用人を置くこととしています。

補助者に対しては、監査役が直接、指揮監督し統括することとしています。

補助者の監査役補助業務に係わる人事考課は監査役が行い、人事異動・懲戒処分に関しては監査役の同意を得て行うこととしています。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告します。

取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況を報告します。

内部監査室・内部統制部門及び経営管理部門は、監査役に内部監査、リスク管理等の現状を随時報告することとしています。

当社では、「内部通報規程」を定め、役職員からの通報窓口を当社の管理本部長、監査役及び顧問弁護士とするとともに、当該通報をしたことを理由とする解雇その他の不利益な取扱いを禁止しています。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査室との連携が図れる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保しています。

監査役会は、会計監査人及び内部監査室・内部統制部門から監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報の交換を行う等連携を図っています。

c リスク管理体制整備の状況

当社では、社長をリスク統括責任者とし、リスク管理規程に従って、リスクを予防及び適切な管理を実施しております。リスクに関する重要事項の決議、協議及び報告は、コンプライアンス委員会にて行っております。また、当社は、会社としての不正行為等の防止及び早期発見並びに社会的信頼性の確保のため「内部通報規程」を定め、役職員の法令違反・不正行為に関する通報への適正な対応に努めております。

d 反社会的勢力排除のための体制の整備

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは取引や利益供与等の一切の関係を遮断することを基本方針としております。反社会的勢力に対する基本方針・対応方法は、反社会的勢力対応規程・反社会的勢力対応マニュアルに記載するとともに、社内研修を通じて周知・徹底を図っております。また、取引業者と締結する工事下請負契約書、注文書、注文請書に条文化し当該団体との取引を排除するとともに、万一反社会的勢力との間に問題が発生した場合には、法律の専門家や警察等と連携を図り、毅然とした対応をいたします。

e 取締役の定数

当社の取締役は、3名以上10名以内とする旨定款に定めております。

f 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

g 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款で定めております。また、配当は年1回の期末配当を基準としておりますが、配当の基準日に関して、期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は9月30日とする旨を定款で定めているほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。これは、利益水準に応じた配当の弾力的な運用が行えるようにしたものであります。

なお、自己株式の取得・消却・剰余金のその他の処分については、当社の財政状態等を勘案し、適宜、対応を検討してまいります。

h 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

i 取締役会の活動状況

当社は、当事業年度において取締役会を原則月1回開催する他、必要に応じて随時開催しており、個々の取締役及び監査役の活動状況は以下のとおりであります。

氏名	出席状況
代表取締役 中尾 安志	100% (17/17回)
取締役 内田 政美	100% (17/17回)
取締役 白石 憲治	100% (17/17回)
社外取締役 中目 隆夫	100% (17/17回)
社外取締役 鈴木 和宏	94.1% (16/17回)
社外監査役 安田 優	100% (17/17回)
社外監査役 矢内 訓光	100% (17/17回)
社外監査役 中満 祐二	100% (17/17回)

取締役会における主要な検討事項は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項、法令及び定款に定められた事項等であり、主な議案・報告件数は次のとおりです。

	決議事項	報告事項	合 計	割 合
経営方針・ガバナンス関連	8 件	7 件	15件	13%
決算・配当・財務関連	9 件	12件	21件	18%
内部統制・コンプライアンス関連	6 件	23件	29件	26%
人事・指名・報酬	7 件	0 件	7 件	6 %
受注・発注	4 件	25件	29件	26%
その他案件	0 件	12件	12件	11%
合計	34件	79件	113件	100%

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 (社長執行役員)	中尾 安志	1962年 2 月19日生	1984年 4 月 2009年 6 月 2012年10月 2016年 4 月 2017年 4 月 2018年 4 月 2020年 6 月 2021年 4 月 2021年 6 月	株式会社埼玉銀行(現 株式会社埼玉りそな銀行)入行 株式会社りそな銀行執行役員 同行常務執行役員 株式会社りそなホールディングス執行役員 株式会社りそな銀行専務執行役員 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員 富士倉庫運輸株式会社代表取締役社長 当社顧問 当社代表取締役社長執行役員(現任)	(注) 3	36,300
取締役 (専務執行役員) 本社統括兼コーポレート本部長	内田 政美	1965年 4 月 7 日生	1988年 4 月 2013年 4 月 2014年 1 月 2016年 4 月 2017年 4 月 2020年 4 月 2023年 4 月 2023年 6 月 2024年 4 月 2026年 4 月	株式会社協和銀行(現 株式会社りそな銀行)入行 同行川崎支店支店統括部長兼営業第一部長 株式会社埼玉りそな銀行草加支店長 同行所沢支店長 同行執行役員 同行常務執行役員 当社常務執行役員管理本部長 当社取締役常務執行役員管理本部長 当社取締役専務執行役員本社統括兼管理本部長 当社取締役専務執行役員本社統括兼コーポレート本部長(現任)	(注) 3	7,400
取締役 (常務執行役員) 施工本部長	白石 憲治	1959年10月 3 日生	1984年 4 月 1998年 4 月 2002年 4 月 2005年 4 月 2012年 4 月 2017年 4 月 2018年 5 月 2019年 1 月 2019年 4 月 2019年 6 月 2020年 6 月 2023年 4 月 2025年 4 月	五洋建設株式会社入社 同社建設本部工事統轄部建築企画課長 同社東京建築支店建築部部長 アフラック生命保険株式会社総務部ファシリティマネジメント室長 同社同部ファシリティマネジメント課長 同社同部ファシリティマネジメント課審議役 当社入社工務部担当部長 当社工務部長 当社施工本部長 当社取締役施工本部長 当社取締役上席執行役員施工本部長兼工務部長 当社取締役常務執行役員施工本部長兼施工サポート室長 当社取締役常務執行役員施工本部長(現任)	(注) 3	8,284
取締役 (注) 1	中目 隆夫	1953年10月 7 日生	1977年 4 月 1999年 2 月 2002年 5 月 2005年 5 月 2007年 3 月 2010年 3 月 2016年 3 月 2019年 5 月 2021年 6 月	株式会社埼玉銀行(現 株式会社埼玉りそな銀行)入行 株式会社あさひ銀行(現 株式会社りそな銀行)飯能支店長 株式会社丸広百貨店常勤監査役 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社顧問 当社社外取締役(現任)	(注) 3	2,400

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 1	鈴木 和宏	1951年 9 月 4 日生	1976年 4 月 2009年 1 月 2010年 6 月 2011年 8 月 2012年 6 月 2014年 1 月 2014年 5 月 2014年 6 月 2015年 5 月 2015年 6 月 2018年 7 月 2024年 6 月	東京地方検察庁検事任官 最高検察庁刑事部長 東京地方検察庁検事正 広島高等検察庁検事長 福岡高等検察庁検事長 検事退官 弁護士登録(第一東京弁護士会) 公益財団法人国際研修協力機構理事 長 株式会社ニトリホールディングス 社外監査役(途中から社外取締役) 株式会社埼玉りそな銀行社外監査 役(途中から社外取締役) PwCあらた有限責任監査法人(現 PwCJapan有限責任監査法人)公益 監督委員(現任) 当社社外取締役(現任)	(注) 3	-
監査役 (常勤) (注) 2	安田 優	1950年12月 3 日生	1969年 4 月 1996年 7 月 1998年11月 2000年 3 月 2001年 8 月 2015年 5 月 2015年11月	株式会社北海道拓殖銀行入行 同行東村山支店長 中央信託銀行株式会社(現 三井住 友信託銀行株式会社)東村山支店 長 中央三井信託銀行株式会社(現 三 井住友信託銀行株式会社)小石川 支店長 同行内部監査部主任調査役 当社顧問 当社社外監査役常勤(現任)	(注) 4	19,800
監査役 (注) 2	矢内 訓光	1953年12月 2 日生	1981年11月 1996年 7 月 2000年 7 月 2007年 9 月 2009年 4 月 2011年 7 月 2016年 1 月 2017年 6 月 2022年 6 月	昭和監査法人(現 EY新日本有限責 任監査法人)入所 太田昭和監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人)社員 アーンストアンドヤング ロンド ン事務所 アーンストアンドヤング ニュー ヨーク事務所 新日本有限責任監査法人(現 EY新 日本有限責任監査法人)MNC部(マ ルチナショナルクライアント)部 門長 新日本有限責任監査法人(現 EY新 日本有限責任監査法人)第 監査 事業部副事業部長 日本年金機構 監事(非常勤) 日本ユニシス株式会社(現 BIPROGY株式会社)監査役(社外 監査役非常勤) 当社社外監査役非常勤(現任)	(注) 4	-
監査役 (注) 2	中満 祐二	1958年 8 月 1 日生	1981年 4 月 2011年 4 月 2012年 6 月 2014年 4 月 2016年 4 月 2017年 4 月 2018年 6 月 2020年 5 月 2022年 6 月 2024年 6 月	五洋建設株式会社入社 同社東京建築支店執行役員副支店 長 同社取締役執行役員建築本部長 同社取締役常務執行役員建築営業 本部長 同社取締役専務執行役員建築営業 本部長 同社取締役専務執行役員建築本部 長 同社専務執行役員建築部門担当 ペンタビルダーズ株式会社代表取 締役 同社取締役 当社社外監査役非常勤(現任)	(注) 4	1,100
計						75,284

- (注) 1. 取締役 中目隆夫及び鈴木和宏は、社外取締役であります。また、当社は中目隆夫及び鈴木和宏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役 安田優、矢内訓光及び中満祐二は、社外監査役であります。また、当社は矢内訓光及び中満祐二を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 取締役の任期は、2025年6月27日開催の株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2022年6月29日開催の株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
織田 隆次	1957年3月28日生	1981年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1997年6月 同行つつじヶ丘支店副支店長 2003年9月 中央三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)沼津支店長 2009年10月 中央三井カード株式会社(現 三井住友トラスト・カード株式会社)営業部長 2012年6月 ニッテレ債権回収株式会社監査部長 2014年4月 NTSホールディングス株式会社監査部長 2017年6月 同社常勤監査役 2023年6月 NTSホールディングス株式会社特別顧問(現任)	-

6. 当社は執行役員制度を導入しており、2026年6月19日(有価証券報告書提出日)現在の執行役員の構成は次のとおりであります。

役職名	氏名	主な担当
社長執行役員	中尾 安志	-
専務執行役員	内田 政美	本社統括兼コーポレート本部長
常務執行役員	白石 憲治	施工本部長
常務執行役員	神澤 繁	営業本部長
常務執行役員	佐怒賀 功	業務サポート本部長兼施工本部副本部長兼技術開発部長
上席執行役員	山田 哲也	営業本部副本部長
上席執行役員	松崎 吉憲	営業第一部長
執行役員	河原 年宏	営業第二部長
執行役員	鬼塚 勝	業務サポート本部副本部長兼工事発注部長
執行役員	鈴木 正毅	安全環境管理部長
執行役員	飯塚 貴之	工事部長兼施工サポート室長
執行役員	田中 学	コーポレート本部副本部長兼経営企画部長

(注) 印は取締役であります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役 中目隆夫は、株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）で支店経営並びに業務監査を経験するとともに、株式会社丸広百貨店で永年に亘り経営に携わり、そこから得た豊富な経営経験と幅広い見識等を生かして、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行する人財として選任しております。

なお、当社と株式会社りそな銀行との間に解体工事の請負実績が、また、株式会社丸広百貨店との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではなく、独立性を有しているものと判断しております。上記以外に、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役 鈴木和宏は、2006年に最高検察庁公判部長に就任し、最高裁判所への上告審の公判に関する職務を所管し、2014年に福岡高等検察庁検事長を退官するまで、長らく司法当局で検事として、重要な職務を歴任しました。その後、弁護士として、一般企業の社外監査役、社外取締役を歴任しており、企業経営におけるリスク管理及び法務分野での豊富な経験と幅広い見識等を生かして、当社に対し公正で客観的な経営の監督を遂行する人財として選任しております。当社と同氏の間には、当社の意思決定に影響を与えるような取引はなく、独立性を有しているものと判断しております。上記以外に、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 安田優は、永年に亘り株式会社北海道拓殖銀行に勤務し、金融機関における豊富な監査業務経験を有し、財務・会計・コンプライアンス面に関する相当程度の知見を有している人財として選任しております。なお、当社と同氏の間には、当社の意思決定に影響を与えるような取引はなく、独立性を有しているものと判断しております。上記以外に、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 矢内訓光は、昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）へ入所後、太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）の社員就任等、国内外の監査法人にて、会計監査業務に30年以上に亘って従事しており、財務会計に関する高度の知見を有している人財として選任しております。なお、当社と同氏の間には、当社の意思決定に影響を与えるような取引はなく、独立性を有しているものと判断しております。上記以外に、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 中満祐二は、五洋建設株式会社の取締役専務執行役員として、建築営業本部長、建築本部長を歴任するなど、建設業界での豊富な経験と幅広い見識を有している人財として、当社の監査役に選任しております。なお、当社と五洋建設株式会社との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではなく、独立性を有しているものと判断しております。上記以外に、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役が中立的・客観的な観点から監督又は監査を行うことによって、会社の健全性を確保し、さらに透明性の高い公正な経営監視体制が確立されるものと考えております。なお、社外取締役及び社外監査役が本書提出日現在において所有する当社株式数は、「第4 提出会社の状況」「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」「(2) 役員の状況」に記載しております。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性の判断に関する基準又は方針として特段定められたものではありませんが、東京証券取引所の定める独立性の判断に関する基準に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものであることを選任基準としております。

また、高い見識を持つ社外監査役は、独立した立場から取締役会に出席し意見を述べることに加え、当社の会計監査人、内部監査室等と連携し、取締役の職務の執行状況や会社の財産の状況等を日々監査すること等により、経営の健全性を担保しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との関係は、内部監査は内部監査室が行っており、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役社長に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査室は、監査役とともに、密接な連携をとっており、監査役は内部監査状況を適時に把握できる体制となっております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べるほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。監査役3名は独立機関としての立場から、適正な監視を行うため定期的に監査役会を開催しております。

また、内部監査室、監査役会及び会計監査人は、定期的に三様監査連絡会を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

- a 有価証券報告書提出日現在、当社における監査役監査は、社外監査役3名で実施されております。
- b 当社は、当事業年度において監査役会を原則月1回開催する他、必要に応じて随時開催しており、個々の監査役の出席状況・経歴等は以下のとおりであります。

氏名	出席状況	経験 及び 能力
社外監査役 安田 優	100% (14/14回)	金融機関での豊富な融資業務・監査業務に従事、財務・会計に関して相当程度の知見を有しております。
社外監査役 矢内 訓光	100% (14/14回)	長年にわたる公認会計士としての豊富な見識と会計に関して相当程度の知見を有しております。
社外監査役 中満 祐二	100% (14/14回)	長年大手建設会社の役員として経営に従事、建設業に関して相当程度の知見を有しております。

また、1回あたりの平均所要時間は40分程度で、当事業年度において次の決議、報告、審議及び協議が行われました。

- ・決議3件：監査方針・監査計画の決定、監査役会議長の選定、常勤監査役の選定、会計監査人の選任・解任・不再任に関する同意事項、監査役会の監査報告、会計監査人の報酬等の決定の同意等
- ・協議7件：監査役報酬、会計監査人の報酬等の決定の同意、補欠監査役の選任に関する同意、会計監査人の監査結果報告、株主総会提案議案、決算書類等の確認
- ・報告63件：重要な会議への出席報告、重要な帳票等の監査結果報告、各役員との面談報告（社長・社外取締役を含む）、現場実地調査報告等

- c 監査役会における主な検討事項としては、取締役会等重要な会議における意思決定の適正性、内部統制システムの構築・組織運営状況等としております。

また、各監査役の役割分担については、期初に決定された監査計画に基づき、社外監査役の安田優は各種重要会議への出席、重要な書類の閲覧、各役員との面談、現場への往査、内部監査・会計監査との「三様監査連絡会」の開催等を担っており、社外監査役の矢内訓光、中満祐二は、取締役会等限定的な重要な会議への出席と、分担しております。

内部監査の状況

- a 当社は、内部統制の有効性及び業務執行状況について、業務執行部門から独立した内部監査室（１名）にて、会計監査、内部統制監査、業務監査を着実に実施しております。内部監査室の実施する監査は、監査計画書を事前に取締役会に報告のうえ、年度を単位として年間で社内の全部門を監査するように計画し、実施しております。
- b 四半期ごとに、監査役、監査法人、内部監査室で構成される「三様監査連絡会」に参加し、情報の共有化を図り相互連携しております。
- c 内部監査の実効性を確保するための取り組みとしては、内部監査室長が年間内部監査計画を取締役会で報告し、内部監査の結果については３カ月ごとに監査役会へ報告しております。

会計監査の状況

- a 監査法人の名称
ひびき監査法人
- b 継続監査期間
2016年10月以降
- c 業務を執行した公認会計士の氏名
業務執行社員（公認会計士） 小川 明
業務執行社員（公認会計士） 香取 隆道
- d 監査業務に係る補助者の構成
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士７名であります。
- e 監査法人の選定方針と理由
当社は様々な情報を開示することが求められている中、これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、適正な財務報告を担保する一助として、独立性と専門性を有する監査法人を選定しました。
なお、選定にあたりましては、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針（日本監査役協会）」に記載されている、監査法人の選定基準項目に従い検討を行いました。
- f 監査役及び監査役会による監査法人の評価
当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対しての評価を行っております。
この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していること、また、「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備していることを必要に応じて説明を求め検証しました。
その結果、会計監査人の監査の結果は相当であると評価しております。

監査報酬の内容等

- a 監査公認会計士等の報酬の内容、非監査業務の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
22,000	-	22,000	-

（注）監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないため、報酬の額は合計で記載しております。

b 監査公認会計士等と同一ネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査法人から監査報酬見積額の提示及びその内容の説明を受け、当社の規模、予測される工数を協議のうえ、監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が監査報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、「会計監査人の監査報酬の同意に関するチェックリスト」に基づき、規模・特性・監査日数等の妥当性を検証したうえで、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で定めております。その概要は、取締役の報酬は月例の基本報酬とし、役位に応じて定められた報酬に手当てを加算して支給額を決定しております。

また、取締役の報酬総額は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内及び年度経営計画により承認された年間支払予定額の範囲内で、取締役会の一任決議に基づき、各取締役の職務実績を総合的に把握している代表取締役社長執行役員が個々の役員の職責及び実績を勘案し決定しております。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、上記概要に基づき代表取締役社長執行役員中尾安志が決定し、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

また、監査役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で監査役の協議のうえ、決定しております。

(注) 1. 取締役の報酬総額は、2018年6月25日開催の第37回定時株主総会において、200,000千円以内とし、また、これには使用人兼務役員の使用人分は報酬に含めないものとして決議しております。決議当時の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）であります。

2. 監査役の報酬総額は、2015年11月26日開催の第34回定時株主総会において、30,000千円以内として決議しております。決議当時の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	94,563	83,760	-	-	10,803	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	28,825	27,420	-	-	1,405	5

(注) 1. 取締役の報酬には、使用人分給与を含んでおりません。

2. 退職慰労金については、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

3. 役員の報酬等の個別開示において、報酬額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式に関して、株式の価値の変動又は株式に係わる配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の持続的・安定的業容の維持・拡大には、安定受注先の確保・拡大が戦略上重要であります。係る戦略上、現在、設立以来の主要取引先である１社の株式を政策保有株式として保有しております。保有の形態としては、取引先企業が設定する「協力会社持株会」を通じての株式投資・保有であります。

毎期５月の定時取締役会で、政策投資株式の残高並びに、受注・売上状況を確認することにより、政策保有の意義を検証しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	368,909

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	11,980	協力会社持株会を通じて毎月購入しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社 長谷工コーポ レーション	127,849	123,139	(保有目的) 安定受注先の確保・取引拡大 (業務提携等の概要) 解体工事に係る請負契約先及び 営業協力先 (定量的な保有効果) 当社の安定受注先として、 当事業年度に受注及び売上を計上 (株式数が増加した理由) 取引先持株会を通じた株式の取得	無
	368,909	241,968		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人財戦略に関する基本方針等】

人財戦略に関する基本方針等

当社は、企業理念及び経営理念に基づき10年後のあるべき姿を示した長期ビジョン、「TANAKEN “Vision NEXT10”」を実現するためには、当社の競争力の源泉である「持たざる経営」の最重要基盤である「人財」の量的・質的な充実に喫緊の課題であると考えております。

そのため、まず就労環境の整備として、2023年度の本社移転によってオフィス環境の充実を図ると共に、完全週休二日制を全社導入し、休暇制度・子供手当等の福利厚生制度を拡充いたしました。2024年度には、人事制度及び業績評価体系の再構築を行い、さらに2026年4月からは採用競争力の確保及び若手層の処遇改善を目的とした給与制度の見直しを実施いたしました。

人財育成の方針につきまして、当社の経営理念である「思いやり・信頼・感謝」を実現する人財の育成を目的として、2025年度に社外の専門家による管理職向け研修を実施、2026年4月からは役割別・職務別等に研修制度を拡充すると共に、社員の自己研鑽を後押しする任意研修の制度を整備いたしました。引き続き人財マネジメントを強化し、配置転換やジョブローテーションの実施による社員の多能化及びスキルアップを図ることで、長期ビジョンの実現と、更なる持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

従業員給与等の額及び内容に関する決定方針

「社員の成長が企業の成長である」との考えのもと、社員の努力や成果に対する適切な評価と処遇を通じたエンゲージメントの向上と、社員一人一人のウェルビーイングに資する労働環境の実現を、従業員給与等の額及び内容に関する決定の基本方針としております。

そのため、外部環境及び内部環境を網羅的に把握し、人事制度の見直しの方向性を適宜検討しており、2025年度においては、当社の業容拡大と労働市場の動向を踏まえ、「ちゃんとやった人に、ちゃんと報いる」をコンセプトに掲げ、競争力のある給与水準を目指した給与制度の見直しを行いました。続く2026年度では、更なる採用競争力とリテンションの強化及び若手層の処遇改善を目的として、初任給の引上げ等を実施いたしました。

(2) 【従業員の状況】

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
110	44.6	7.0	7,215	2.61

事業部門の名称	従業員数(名)
営業本部	19
施工本部	71
安全環境管理部	3
管理本部	17
合計	110

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3. 当社は、解体事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

男性労働者の育児休業取得率

当事業年度
男性労働者の育児休業取得率(%)
50

(注) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第 5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、ひびき監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がないため、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切かつ適宜把握する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、情報収集に努めるとともに、監査法人等が主催するセミナーに適宜参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,116,146	2,979,215
電子記録債権	94,940	-
完成工事未収入金	¹ 5,457,613	¹ 7,246,781
未成工事支出金	56,526	29,106
前払費用	48,388	141,183
その他	175,802	231,971
流動資産合計	9,949,416	10,628,257
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	² 331,160	² 322,418
構築物（純額）	² 2,978	² 2,610
車両運搬具（純額）	² 1,484	² 984
工具、器具及び備品（純額）	² 58,085	² 42,786
土地	581,714	581,714
有形固定資産合計	975,422	950,514
無形固定資産		
商標権	690	618
ソフトウェア	20,409	12,771
ソフトウェア仮勘定	360	-
その他	36	36
無形固定資産合計	21,496	13,426
投資その他の資産		
投資有価証券	241,968	398,909
繰延税金資産	49,484	18,423
その他	147,113	170,762
貸倒引当金	1,650	1,650
投資その他の資産合計	436,915	586,444
固定資産合計	1,433,834	1,550,385
資産合計	11,383,251	12,178,642

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	1,530,562	1,945,562
未払費用	61,393	65,982
未払法人税等	505,660	349,084
未払消費税等	120,106	61,341
未成工事受入金	674,648	152,549
預り金	12,685	9,201
賞与引当金	69,874	66,200
その他	69,946	45,745
流動負債合計	3,044,877	2,695,668
固定負債		
退職給付引当金	41,964	40,876
役員退職慰労引当金	⁴ 60,428	⁴ 97,012
その他	12,906	19,681
固定負債合計	115,300	157,570
負債合計	3,160,178	2,853,239
純資産の部		
株主資本		
資本金	297,156	297,156
資本剰余金		
資本準備金	249,156	249,156
資本剰余金合計	249,156	249,156
利益剰余金		
利益準備金	12,000	12,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,579,352	8,602,961
利益剰余金合計	7,591,352	8,614,961
自己株式	867	870
株主資本合計	8,136,797	9,160,403
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	86,275	165,000
評価・換算差額等合計	86,275	165,000
純資産合計	8,223,073	9,325,403
負債純資産合計	11,383,251	12,178,642

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
売上高	12,286,088	14,820,418
売上原価	8,975,934	11,625,654
売上総利益	3,310,153	3,194,763
販売費及び一般管理費		
役員報酬	104,799	111,180
給与手当	230,304	238,636
賞与引当金繰入額	28,020	22,895
退職給付費用	5,886	2,881
役員退職慰労引当金繰入額	12,733	36,584
減価償却費	35,276	34,011
接待交際費	43,386	47,762
地代家賃	96,478	98,551
その他	424,914	416,366
販売費及び一般管理費合計	981,800	1,008,869
営業利益	2,328,352	2,185,894
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,124	11,492
受取賃貸料	17,633	33,392
その他	2,304	2,306
営業外収益合計	30,062	47,191
営業外費用		
支払利息	1,100	3,056
賃貸収入原価	15,596	18,778
営業外費用合計	16,696	21,834
経常利益	2,341,718	2,211,250
特別損失		
固定資産除却損	1 2,999	1 453
減損損失	2 1,249	-
特別損失合計	4,248	453
税引前当期純利益	2,337,469	2,210,797
法人税、住民税及び事業税	768,865	713,932
法人税等調整額	7,679	5,174
法人税等合計	761,185	708,757
当期純利益	1,576,283	1,502,039

【完成工事原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		7,639,130	85.1	9,835,225	84.6
経費		1,336,803	14.9	1,790,429	15.4
(うち 人件費)		(922,920)	(10.3)	(1,142,249)	(9.8)
完成工事原価		8,975,934	100.0	11,625,654	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算の方法によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	297,156	249,156	249,156	12,000	6,351,024	6,363,024	687
当期変動額							
剰余金の配当					347,956	347,956	
当期純利益					1,576,283	1,576,283	
自己株式の取得							179
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	1,228,327	1,228,327	179
当期末残高	297,156	249,156	249,156	12,000	7,579,352	7,591,352	867

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,908,649	81,521	81,521	6,990,170
当期変動額				
剰余金の配当	347,956			347,956
当期純利益	1,576,283			1,576,283
自己株式の取得	179			179
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		4,754	4,754	4,754
当期変動額合計	1,228,148	4,754	4,754	1,232,902
当期末残高	8,136,797	86,275	86,275	8,223,073

当事業年度(自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	297,156	249,156	249,156	12,000	7,579,352	7,591,352	867
当期変動額							
剰余金の配当					478,431	478,431	
当期純利益					1,502,039	1,502,039	
自己株式の取得							2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	1,023,608	1,023,608	2
当期末残高	297,156	249,156	249,156	12,000	8,602,961	8,614,961	870

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	8,136,797	86,275	86,275	8,223,073
当期変動額				
剰余金の配当	478,431			478,431
当期純利益	1,502,039			1,502,039
自己株式の取得	2			2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		78,724	78,724	78,724
当期変動額合計	1,023,605	78,724	78,724	1,102,330
当期末残高	9,160,403	165,000	165,000	9,325,403

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,337,469	2,210,797
減価償却費	51,369	49,968
減損損失	1,249	-
賞与引当金の増減額（ は減少）	4,757	3,673
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	12,733	36,584
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1,047	1,088
工事損失引当金の増減額（ は減少）	15,379	-
受取利息及び受取配当金	10,124	11,492
支払利息	1,100	3,056
固定資産除売却損益（ は益）	2,999	453
売上債権の増減額（ は増加）	531,125	1,694,227
未成工事支出金の増減額（ は増加）	18,082	27,419
仕入債務の増減額（ は減少）	78,651	415,000
未成工事受入金の増減額（ は減少）	663,886	522,099
未払消費税等の増減額（ は減少）	79,936	58,765
その他	75,920	172,919
小計	2,734,315	279,014
利息及び配当金の受取額	10,124	11,492
利息の支払額	1,100	3,056
法人税等の支払額	601,714	865,606
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,141,625	578,155
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	231,157	231,451
定期預金の払戻による収入	231,128	231,238
有形固定資産の取得による支出	26,556	30,006
無形固定資産の取得による支出	714	-
投資有価証券の取得による支出	11,232	41,980
その他	39,756	8,334
投資活動によるキャッシュ・フロー	78,287	80,533
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,500,000	2,000,000
短期借入金の返済による支出	1,500,000	2,000,000
配当金の支払額	348,263	478,451
自己株式の取得による支出	179	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	348,442	478,453
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,714,895	1,137,143
現金及び現金同等物の期首残高	2,220,620	3,935,515
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,935,515	1 2,798,371

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、匿名組合契約に基づく出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金

個別法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との請負工事契約に基づき、建築構造物の解体工事及び付随する各種工事の施工管理・安全管理等を行い、協力会社を指導・監督して解体工事等の施工を行い、引き渡す義務を負っております。一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。各工事案件の見積総原価に対する発生費用の割合が、当該工事案件の進捗を適切に示していると考え、履行義務の充足に係る進捗度の見積りを見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)によって算出しております。当該インプット法により、当事業年度に収益を認識した売上高は14,757,753千円、前事業年度は12,087,911千円であります。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準により収益を認識しております。また、期間がごく短い工事については代替的な取扱いに従い、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

約束された対価は、履行義務を充足した時点である解体工事の施工が完了し、引渡しを行った後、概ね1年以内に支払いを受けており、重大な金融要素は含んでおりません。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

1 リースに関する会計基準

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

2 後発事象に関する会計基準

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を 設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(重要な会計上の見積り)

履行義務の充足に係る進捗度に基づき計上した収益

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
売上高	12,087,911千円	14,757,753千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、顧客との請負工事契約に基づき、原則として、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。具体的には、履行義務の充足に係る進捗度の見積りを見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)によって算出しております。インプット法を適用するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度について信頼性をもって見積っておりますが、工事契約の変更、工法や予定工事期間の見直し等により、その見積りの変更が生じた場合には、翌事業年度において、売上高及び売上原価に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

- 1 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は次のとおりです。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
完成工事未収入金	615,955千円	878,515千円
契約資産	4,841,657千円	6,368,266千円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	323,791千円	358,728千円

- 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行との間で当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	4,000,000千円	14,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	4,000,000千円	14,000,000千円

- 4 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金に含まれる取締役以外の執行役員の退職慰労引当金は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
	40,611千円	64,987千円

(損益計算書関係)

- 1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	2,322千円	- 千円
工具、器具及び備品	279千円	93千円
電話加入権	398千円	- 千円
ソフトウェア仮勘定	- 千円	360千円
計	2,999千円	453千円

- 2 減損損失の内容は、次のとおりであります。

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
長崎県長崎市	遊休	土地	1,249
計			1,249

当社は、解体事業の単一事業であることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとし、賃貸用資産及び遊休資産は個別資産ごとにグルーピングをしております。上記資産については、前事業年度において回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,249千円)として特別損失に計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額を合理的に調整した価額等に基づき算定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,349,800	4,349,800	-	8,699,600

(注) 2025年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(変動事由の概要)

株式分割による増加 4,349,800株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	349	499	-	848

(注) 2025年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(変動事由の概要)

株式分割による増加 349株

単元未満株式の買取りによる増加 150株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	347,956	80	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 当社は、2025年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額は、株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	478,431	55	2025年3月31日	2025年6月30日

当事業年度(自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,699,600	-	-	8,699,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	848	2	-	850

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 2 株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 5 月 9 日 取締役会	普通株式	478,431	55	2025年 3 月31日	2025年 6 月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年 5 月 8 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	478,431	55	2026年 3 月31日	2026年 6 月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
現金及び預金	4,116,146千円	2,979,215千円
預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金	180,630千円	180,843千円
現金及び現金同等物	3,935,515千円	2,798,371千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
1 年内	67,770	99,105
1 年超	-	173,433
合計	67,770	272,538

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・定期預金等の金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権、完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理を行うことによってリスクの低減を図っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

営業債務である工事未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは流動性リスクにさらされておりますが、当社は資金繰り表を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(表示方法の変更)

前事業年度まで記載しておりました、「電子記録債権」「完成工事未収入金」「工事未払金」「未払法人税等」は、短期間で決裁されるため時価が帳簿価額に近似することから、当事業年度より記載を省略しております。

前事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	241,968	241,968	-
資産計	241,968	241,968	-

(※1)「現金及び預金」「電子記録債権」「完成工事未収入金」「工事未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	368,909	368,909	-
資産計	368,909	368,909	-

(※1)「現金及び預金」「完成工事未収入金」「工事未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象に含めておりません。当該出資の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度 (2026年3月31日)
匿名組合出資金	30,000

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,116,146	-	-	-
電子記録債権	94,940	-	-	-
完成工事未収入金	615,955	-	-	-
合計	4,827,041	-	-	-

当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,979,215	-	-	-
完成工事未収入金	878,515	-	-	-
合計	3,857,730	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	241,968	-	-	241,968
資産計	241,968	-	-	241,968

当事業年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	368,909	-	-	368,909
資産計	368,909	-	-	368,909

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 株式	241,968	115,982	125,986
小計	241,968	115,982	125,986
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
合計	241,968	115,982	125,986

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 株式	368,909	127,962	240,946
小計	368,909	127,962	240,946
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
合計	368,909	127,962	240,946

(注) 匿名組合出資金(貸借対照表計上額30,000千円)については、市場価格のない株式等であるため、上表には含めておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	43,011千円	41,964千円
退職給付費用	9,638 "	8,380 "
退職給付の支払額	10,685 "	9,468 "
退職給付引当金の期末残高	41,964 "	40,876 "

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	41,964千円	40,876千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	41,964 "	40,876 "
退職給付引当金	41,964 "	40,876 "
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	41,964 "	40,876 "

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 9,638千円 当事業年度 8,380千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	21,395千円	20,866千円
未払費用	3,264 "	3,424 "
未払事業税	23,692 "	18,173 "
退職給付引当金	13,227 "	12,884 "
役員退職慰労引当金	19,047 "	30,578 "
その他	8,923 "	8,596 "
繰延税金資産合計	89,550千円	94,523千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	39,710 "	75,946 "
その他	355 "	153 "
繰延税金負債合計	40,066 "	76,100 "
繰延税金資産の純額	49,484千円	18,423千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.6%
住民税均等割	0.1%	0.1%
法人税額の特別控除額	0.7%	0.9%
留保金課税	2.1%	1.8%
その他	0.0%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6%	32.1%

(賃貸等不動産関係)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用テナントビル（土地を含む）等の賃貸等不動産を所有しております。

2025年 3 月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,036千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。2026年 3 月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は14,614千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

			前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
賃貸等不動産	貸借対照表計上額	期首残高	658,179	657,215
		期中増減額	963	2,459
		期末残高	657,215	659,675
	期末時価		867,856	963,494

(注) 1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2．期中増減額のうち、前事業年度の主な増加は賃貸等不動産に係る改修工事による増加額であり、主な減少は、減価償却費及び遊休不動産に係る減損損失であります。当事業年度の主な増加は賃貸等不動産に係る改修工事による増加額であり、減少は減価償却費であります。

3．期末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(収益認識関係)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、解体事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
	報告セグメント	報告セグメント
	解体事業	解体事業
一時点で移転される財及びサービス	198,177	62,665
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	12,087,911	14,757,753
顧客との契約から生じる収益	12,286,088	14,820,418
外部顧客への売上高	12,286,088	14,820,418

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,044,522	710,895
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	710,895	878,515
契約資産（期首残高）	3,976,905	4,841,657
契約資産（期末残高）	4,841,657	6,368,266
契約負債（期首残高）	10,761	674,648
契約負債（期末残高）	674,648	152,549

契約資産は、顧客との請負工事契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられるものであります。

また、契約資産の増減は主として収益認識（契約資産の増加）と、債権への振替（同、減少）により生じたものであり、期末残高は、各工事案件における着工時期や進捗により変動いたします。

契約負債は、顧客との請負工事契約に基づき顧客から受領した未成工事受入金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

また、契約負債の増減は主として未成工事受入金の発生（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであり、期末残高は、各工事案件における着工時期や進捗により変動いたします。

各事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、前事業年度10,761千円、当事業年度674,648千円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

請負工事契約に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、実務上の便法を適用し、以下の注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
1 年以内	5,124,493	7,816,264
1 年超	1,471,937	1,703,616
合計	6,596,431	9,519,880

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、解体事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高
三井不動産株式会社	1,455,995
三田小山西地区市街地再開発組合	1,322,860

当事業年度(自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%を超える相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、解体事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	945.32円	1,072.04円
1 株当たり当期純利益金額	181.21円	172.67円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2025年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,576,283	1,502,039
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,576,283	1,502,039
普通株式の期中平均株式数(株)	8,698,829	8,698,751
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
純資産の部の合計額(千円)	8,223,073	9,325,403
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	8,223,073	9,325,403
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	8,698,752	8,698,750

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	株式会社長谷工コーポレーション(持株会含む)	127,849	368,909
計			127,849	368,909

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	合同会社LQ1号 匿名組合契約	-	30,000
計			-	30,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	512,002	11,407	-	523,410	200,991	20,149	322,418
構築物	31,600	-	-	31,600	28,990	368	2,610
車両運搬具	15,439	-	-	15,439	14,454	499	984
工具、器具及び備品	158,456	6,035	7,414	157,078	114,291	21,240	42,786
土地	581,714	-	-	581,714	-	-	581,714
有形固定資産計	1,299,213	17,443	7,414	1,309,243	358,728	42,258	950,514
無形固定資産							
商標権	714	-	-	714	95	71	618
ソフトウェア	48,941	-	-	48,941	36,169	7,638	12,771
ソフトウェア仮勘定	360	-	360	-	-	-	-
その他	36	-	-	36	-	-	36
無形固定資産計	50,051	-	360	49,691	36,264	7,709	13,426

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	旧本社エレベーター更新工事	6,000千円
建物	旧本社設備工事等	5,407千円
工具、器具及び備品	パソコン25台等	4,845千円
工具、器具及び備品	研修所冷蔵庫	600千円
工具、器具及び備品	新本社ファイルサーバ	590千円

(注) 2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	パソコン31台等	6,147千円
工具、器具及び備品	研修所冷蔵庫	776千円
工具、器具及び備品	新本社ファイルサーバ	490千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,650	-	-	-	1,650
賞与引当金	69,874	66,200	69,874	-	66,200
役員退職慰労引当金	60,428	36,584	-	-	97,012

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,050
預金	
当座預金	2,731,101
普通預金	66,219
定期預金	180,843
計	2,978,164
合計	2,979,215

完成工事未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三井不動産株式会社	1,726,402
東急株式会社	712,698
三井不動産レジデンシャル株式会社	655,625
心斎橋みらい特定目的会社	593,120
ヒロセホールディングス株式会社	469,541
その他	3,089,393
合計	7,246,781

(b) 滞留状況

計上期別	金額(千円)
2026年3月期計上額	6,597,222
2025年3月期以前計上額	649,558
合計	7,246,781

未成工事支出金

期首残高 (千円)	当期支出額 (千円)	完成工事原価への振替額 (千円)	期末残高 (千円)
56,526	11,598,235	11,625,654	29,106

期末残高の内訳は次のとおりであります。

外注費	24,350千円
経費	4,755 "
計	29,106 "

工事未払金

相手先	金額(千円)
株式会社斉藤産業	428,763
有限会社斎藤重機	359,743
株式会社ツバサ建業	108,780
株式会社ファクト	96,677
優輝工業株式会社	82,940
その他	868,659
合計	1,945,562

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

(累計期間)	中間会計期間	当事業年度
売上高 (千円)	6,734,939	14,820,418
税引前 中間(当期)純利益 (千円)	917,591	2,210,797
中間(当期)純利益 (千円)	573,524	1,502,039
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	65.93	172.67

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.tanaken-1982.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第44期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月20日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月20日 関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第45期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月7日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 2025年7月1日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 6 月19日

TANAKEN株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

東京事務所

代表社員
業務執行社員

公認会計士

小 川

明

業務執行社員

公認会計士

香

取

隆

道

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているTANAKEN株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TANAKEN株式会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき計上した収益	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当事業年度の損益計算書の売上高は、14,820,418千円である。【注記事項】(重要な会計方針)「5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、売上高のうち、履行義務の充足に係る進捗度に基づき計上した売上高は、14,757,753千円であり、このうちの一部は、決算日において進行中の解体工事案件に係る売上高である。 会社は、【注記事項】(重要な会計上の見積り)「履行義務の充足に係る進捗度に基づき計上した収益」の「(2) 会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおり、原則として、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。具体的には、履行義務の充足に係る進捗度の見積りを見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)によって行い、売上高を算出し、計上している。インプット法は、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度について信頼性をもって見積り、これらに基づき当期の売上高を算出し、計上する方法である。 決算日において進行中の解体工事案件については、将来において工事契約の変更が行われる場合があり、工事収益総額は見積りに基づくものである。また、工事原価総額の見積りには実行予算が用いられ、実行予算の策定や見直しにあたっては、作業内容や工法、工事期間の見積りが必要であるが、決算日において進行中の解体工事案件に係る当該見積りには将来の不確実性を伴うものであり、経営者による判断も介入しうるものである。 以上より、履行義務の充足に係る進捗度に基づき計上した売上高のうち、決算日において進行中の解体工事案件に係る売上高について、当監査法人は、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき計上した売上高のうち、決算日において進行中の解体工事案件に係る売上高について、主に、以下の監査手続を実施した。 (1)内部統制の評価 工事契約の受注や工事原価総額の基礎となる実行予算の作成・見直し・承認、工事原価の計上に関連する内部統制の整備・運用状況を評価した。 (2)実証手続等 ・工事収益総額の見積りに関しては、一定の基準により抽出した工事案件について、契約書等との照合を実施した。工事契約の変更部分に関する契約書等がない工事案件については、顧客からの着工指示書や社内承認等を確かめた。 ・工事原価総額の見積りに関しては、一定の基準により抽出した工事案件について、社内で適切に承認された実行予算との照合を行い、必要と判断した工事案件については実行予算の内容に対する証憑突合を実施した。また、当該実行予算を決算日において見直す必要がないか否かを検討している会社資料を閲覧し、必要に応じて経営者等に質問した。さらには、前事業年度末に進捗度に応じて収益を認識した工事について、工事原価総額の前事業年度末の見積額と実際発生原価を比較し、工事原価総額の見積りの精度を評価した。 ・決算日における工事進捗度の見積りに関しては、一定の基準により抽出した工事案件について、作業現場の視察、工事原価総額に占める割合が高い外注費等に対する証憑突合を実施した。また、決算日における工事進捗度を再計算により確かめ、さらに工事期間に占める決算日までの経過期間割合との比較分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、T A N A K E N株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、T A N A K E N株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。